

中央区行政連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 中央区における総合行政の推進に資するため、中央区行政連絡調整会議（以下、「連絡調整会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議は、区内の行政運営上連絡調整を要する具体的措置について協議する。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、次の各号に掲げる職にあるものをもって組織する。

- (1) 中央区長（以下、「区長」という。）
- (2) 環境局中部環境事業センター出張所長
- (3) 建設局大阪城公園事務所長
- (4) 建設局市岡工営所長
- (5) 消防局中央消防署長
- (6) 水道局西部水道センター所長
- (7) その他区長が必要と認める事業所その他出先行政機関の長

2 区長は、会議を主宰し、会務を総理する。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、区長が定例日に前条第1項に定める者を招集して行う。ただし、区長が必要と認めるときは、臨時に関係者のみを招集して会議を行うことができる。

2 区長は、必要と認めるときは、連絡調整会議に関係部局の職員の出席を求めるものとする。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、中央区役所において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が定める。

附則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

中央区行政連絡調整会議小会議（区実務担当者連絡会議）設置要綱（平成22年4月1日区長決裁）は、廃止する。

中央区現業職場事業所等連絡会議設置要綱（平成22年5月31日区長決裁）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

1. 中央区行政連絡調整会議小会議運営要綱（平成25年6月1日区長決裁）は、廃止する。
2. 中央区行政連絡調整会議現業職場事業所等連絡会議運営要綱（平成25年6月1日区長決裁）は、廃止する。